

佐野市告示第234号

佐野市建設工事金入り設計書の情報提供に関する要綱を次のように定めます。

令和7年9月19日

佐野市長 金子 裕

佐野市建設工事金入り設計書の情報提供に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、佐野市情報公開条例（平成17年佐野市条例第8号。

以下「条例」という。）第20条の規定に基づく、市が入札に付し、発注する工事に係る単価及び金額の記載された設計書（以下「金入り設計書」という。）の情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる設計書)

第2条 情報提供の対象となる設計書は、契約がされた建設工事（予定価格が130万円を超えるものに限る。以下単に「工事」という。）に係る金入り設計書であって、条例第6条に規定する非公開情報が含まれないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、工事の当初の契約の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年を経過した日以後は、この告示による情報提供の対象としない。

(情報提供の申請)

第3条 情報提供を受けようとする者は、建設工事金入り設計書の情報提供申請書（以下「申請書」という。）を実施機関（条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。）に提出しなければならない。

2 申請書は、当該金入り設計書を所管する課室（以下「担当課」という。）ごとに作成するものとする。

3 次条第2号の方法での交付を希望する場合は、光ディスク（新品未開封のものに限る。）を申請書ごとに1枚添付するものとする。

4 申請書は、担当課窓口への持参、郵送、ファックス又は電子メールにより提出するものとする。

(提供方法等)

第4条 情報提供は、金入り設計書の電磁的記録を複写したものを次のいず

れかの方法により交付して行うものとする。

(1) 電子メールによる送付

(2) 光ディスクに記録して窓口で交付

2 実施機関は、申請書の提出があったときは、速やかに情報提供をするものとする。

(書類の様式)

第5条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。